

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 1 0 月 1 日）

府省名	経済産業省
対象事業名	電気計器の検定関連手続

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
26104	特定計量器の検定 (指定法人)	申請等	民間事業 者等	日本電気 計器検定 所	7,252,082 件	6,335,943 件	87%	100%	令和 7 年 3 月末
26105	変成器付き電気計 器の検査（指定法 人）	申請等	民間事業 者等	日本電気 計器検定 所	188,134 件	125,086 件	66%	100%	令和 7 年 3 月末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要（別途ポンチ絵を作成）

計量法に基づく特定計量器の検定を受けようとする者は、政令（計量法施行令）で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は、指定検定機関に申請書を提出するものであり、電気計器にあつては、日本電気計器検定所又は指定検定機関と定められている。

なお、申請と同時に電気計器及びこれとともに使用する変成器を添える必要がある（一部を除く。）。

検定に合格した電気計器等は、取引又は証明用の計量器として使用することが可能となる。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

平成 27 年 9 月より ID・パス方式を導入しており、電子申請システムにおいて、電気計器を使用する事業者等が検定申請書ファイルを作成し、必要な資料等を添付し電子申請を行い、日本電気計器検定所が電子申請システムにてその申請書を確認する（補正が必要であれば、電子申請システム上で補正依頼を行う）といった、電子申請の仕組みを構築済み。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定計量器の検定（指定法人）</li><li>・ 変成器付き電気計器の検査（指定法人）</li></ul>
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>計量法に基づく特定計量器の検定を受けようとする者は、政令（計量法施行令）で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は、指定検定機関に申請書を提出するものであり、電気計器にあつては、日本電気計器検定所又は指定検定機関と定められている。</p> <p>なお、申請と同時に電気計器及びこれとともに使用する変成器を添える必要がある（一部を除く。）。</p> <p>検定に合格した電気計器等は、取引又は証明用の計量器として使用することが可能となる。</p>
	<p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定計量器の検定（指定法人）</li></ul> <p>手続件数：6,938,687件</p> <p>オンライン率：</p> <p>平成28年度…オンライン利用率 71.0%</p> <p>平成29年度…オンライン利用率 76.3%</p> <p>平成30年度…オンライン利用率 85.3%</p>

	<p>令和元年度 …オンライン利用率 87.4%</p> <p>令和2年度 …オンライン利用率 89.8%</p> <p>・変成器付き電気計器の検査（指定法人）</p> <p>手続件数：164,964件</p> <p>オンライン率：</p> <p>平成28年度…オンライン利用率 62.7%</p> <p>平成29年度…オンライン利用率 65.3%</p> <p>平成30年度…オンライン利用率 66.2%</p> <p>令和元年度 …オンライン利用率 66.5%</p> <p>令和2年度 …オンライン利用率 73.8%</p>
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記</p>	<p><b>【目標】</b></p> <p>オンライン利用率 100%（特定計量器の検定（指定法人））</p> <p>オンライン利用率 100%（変成器付き電気計器の検査（指定法人））</p> <p>オンライン利用率＝日本電気計器検定所に申請される電子申請件数（台数）/全申請件数（台数）</p> <hr/> <p><b>【取組期間（達成期限）】</b></p> <p>・令和7年3月末まで</p>

載

【目標・期間設定の考え方】

当該手続におけるオンライン化は、概ね普及していると考えられるが、特に特定計量器の検定申請において、一部の申請者が電子申請を利用していない状態である。また、変成器付き電気計器の検定申請においては、多様な電気計器と計器用変成器の組合せが存在しているところ、複雑な組み合わせに係る申請については、オンライン申請に一定の習熟を要する場合があり、従来どおりの書面申請を選好する申請者が存在する。そして申請件数が少ない申請者等においては、電子申請の制度自体を知らず、書面申請をしているとも考えられる。

こうした状況を踏まえ、まずは電子申請での受付を原則とすることを申請者に周知しつつ、申請者が円滑に電子申請に移行できるよう、必要なアクションプランを実施する。目標達成に向けて、令和3年度下期から令和4年度上期において、アクションプランを実施し、中間KPI等も参照しつつ、令和7年3月末までにPDCAを回しながら目標達成に努める。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	<p>当該手続きは、試験品（電気計器・変成器）の提出が必要であるが、事業者の事務所が提出窓口の近くに立地するなど、試験品を窓口直接持参するケースも存在する。その際に、併せて窓口で申請書を記入することが、当該事業者にとって慣れ親しんだ方法であるため、改めて電子申請を利用する動機やメリットを意識する機会が少ないと考えられる。</p> <p>また、一部の申請（特殊検定に係る申請）については、現行のシステムでは対応できておらず、電子申請ができない状況がある。</p> <p>くわえて、年間数件程度の申請者及び新規申請者においては、電子申請の制度自体を知らない事業者も考えられる。</p>
	中間 KPI	<p><b>【目標・達成期限】</b> 令和 5 年 9 月末までに、特定計量器の検定におけるオンライン利用率 94%、変成器付き電気計器の検査におけるオンライン利用率 85%。</p> <p><b>【KPI の定義】</b> オンライン利用率＝日本電気計器検定所に申請される電子申請件数（台数）/全申請件数（台数）</p>
	アクション プラン a	<p><b>【取組内容】</b> 申請者向けに、電子申請に必要な申請書の記載方法を説明するとともに、既入力データ（事業者名等の基本情報）を再入力する必要がない等のメリットを周知する場をしつつ、以後、電子申請での受付を原則とする旨、周知し利用者の理解を得る。電子申請への切り替えに向けて、申請に不安がある事業者等に対しては、個別に説明する等の対応をすることで、フォローアップを行う。</p> <p><b>【取組期限（期間）】</b> 令和 4 年 3 月末まで</p>
	アクション プラン b	<p><b>【取組内容】</b> 簡易パンフレットを作成し、窓口来訪の際に配布・説明することで、電子申請の利便性、電子申請を原則とする旨について啓蒙を図るとともに、簡易パンフレットの詳細をHPに掲載する等により、これから電子申請を開始しようとする新規申請者にも、そうした内容を周知できるようにする。</p>

		【取組期限（期間）】令和4年9月末まで
	アクション プランc	【取組内容】 特殊検定の電子申請を可能とするための対応策を検討し、必要な対策を講じる。
		【取組期限（期間）】令和6年3月末

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	変成器付き電気計器の検定検査においては、電気計器と計器用変成器を組み合わせて申請する必要があるところ、特に、複雑な組み合わせに係る申請については、申請書類のオンラインでの記入に一定の習熟を要する場合がある。このため、複雑な組み合わせの場合には、従来利用している書面申請を継続して利用している利用者が一定程度存在していると考えられる。
	中間 KPI	【目標】令和5年9月末までに、変成器付き電気計器の検査におけるオンライン利用率 85%。【再掲】 【KPI の定義】オンライン利用率＝日本電気計器検定所に申請される電子申請件数（台数）/全申請件数（台数）
	アクション プラン a	【取組内容】 電子申請に移行されていない申請パターンの中で、代表的なモデル・パターンの申請記入例を 10 例程度作成し、大口の利用者に提供するとともに、随時説明及びフォローアップを実施する。また、合わせてHPに掲載する申請様式の記載要領・解説を充実化させることで、新規の申請者が申請する際にも電子申請を活用してもらえるようにする。
		【取組期限（期間）】令和4年9月末まで
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
	【取組期限（期間）】	

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

四半期ごとに更新し、経済産業省ホームページに公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

全ての申請者によるアンケートを毎年実施し、利便性向上に係る利用者目線でのオンライン率向上に向けた意見を吸い上げるとともに、アンケート結果を踏まえて電子申請のシステムに知見のある業者に相談・協力を得て、さらなる申請者の利便性向上や費用対便益の観点でシステム改修の在り方などを第三者的にチェックすることを予定している。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。